

～資料編～

高知市子ども・子育て支援事業計画
施策体系・重点施策

4

施策体系

基本理念

基本方針

◇は重点施策

希望あふれる未来に向けて みんなで支え育ちあつ子ども・子育て支援のまちづくり

全ての子どもがすくすくと
健やかに育つまち

子どもの誕生と成長に
喜びを感じるまち

みんなで子どもと子育てを
支えるまち

1 子どもの誕生と健康への支援の充実

- 1-1 ◇健やかな子どもの誕生への支援
- 1-2 子どもの健康管理
- 1-3 思春期の健康づくり
- 1-4 食育の視点からみた健康づくりへの支援
- 1-5 小児救急医療体制の確保

2 幼児期における教育・保育の充実

- 2-1 利用希望に沿った教育・保育の提供
- 2-2 ◇より質の高い教育・保育の推進

3 子育てしやすい環境の整備

- 3-1 ◇地域ぐるみの子育て支援のまちづくり
- 3-2 ◇子育て支援体制の充実
- 3-3 多様な保育サービスの充実
- 3-4 男女ともに仕事と育児が両立しやすい環境づくり
- 3-5 子育て家庭にやさしい生活環境の整備
- 3-6 地域の実状に応じた子育て支援等の研究・推進

4 専門的な知識及び技術を要する支援の充実

- 4-1 ◇児童虐待の発生予防
- 4-2 要保護児童への早期対応
- 4-3 ◇障害児支援の充実
- 4-4 ひとり親家庭やさまざまな家庭への支援

5 子どもの心身の健やかな成長に資する教育とその環境整備

- 5-1 生きる力の育成に向けた教育
- 5-2 子どもの健全育成
- 5-3 家庭や地域の教育力の向上



5

重点施策

重点施策① 健やかな子どもの誕生への支援

《概要》 妊娠期の適切な母体管理のため、若い女性の健康への意識を高め、妊婦健康診査の重要性の啓発や早産の恐れのある妊婦への支援を行うとともに、妊娠期からの関わりにより出産・子育て期への切れ目のない支援につなげていくため、必要な情報の提供や支援を行う体制を整備します。

重点施策② より質の高い教育・保育の推進

《概要》 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿った教育・保育の実施に取り組むとともに、研修の実施などによる職員の資質向上、教育・保育施設と地域型保育事業者の連携や、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校の連携・交流に取り組みます。

重点施策③ 地域ぐるみの見守り・子育て支援体制の充実

《概要》 子育て家庭が地域の中で孤立しないよう、地域ぐるみの見守りや地域での支え合い活動、地域における連携体制の仕組みづくりを推進するとともに、地域子育て支援センター^{※7}の整備や相談機能の充実、子育てに関する重層的な相談支援体制の構築により子育て支援体制の充実を目指します。

重点施策④ 児童虐待の発生予防

《概要》 子育て家庭の育児力の向上、育児の負担感や孤立感の軽減のため、保健指導の必要な家庭への母子保健活動の実施や、相談支援などの取組の重層的な実施により児童虐待の発生予防につなげていくとともに、虐待予防に関する広報・啓発活動の実施、関係機関との連携強化などに取り組みます。

重点施策⑤ 障害児支援の充実

《概要》 障害のある子どもの健やかな成長・発達のため、将来を見通した切れ目のない支援となるように、早期発見・早期療育システムの充実やサポートファイル^{※8}を効果的に生かした関係機関との連携に取り組むとともに、子ども一人ひとりの発達や障害の特性に応じた支援の充実に取り組みます。



1 子どもの誕生と健康への支援の充実

1-1 健やかな子どもの誕生への支援【重点施策①】

現状と課題

妊娠・出産・産じょく期^{*9}は、生まれてくる子どもの健やかな成長や、母親、家族などの健康な生活のために大切な時期です。この時期を安全に過ごすためには、妊娠前から母体の健康管理の重要性を理解し、健康な生活習慣を身につけるとともに、妊娠早期から医学的管理と保健指導を受けることが大切です。

しかし、妊娠 20 週以降の届け出は 1.9%（平成 25 年度）、飛び込み出産は 3 件（平成 25 年度）ありました。また、本市における平成 24 年の低出生体重児出生率（出生百対）は 11.6 と全国の 9.6 と比べて高い状況にあります。医療現場からは、「定期受診をしない妊婦への対応に困っている」という声もあり、妊娠期における健康管理の重要性の周知や、ハイリスク妊婦^{*10}への支援、また、妊婦に対する周囲の理解を促進させ、妊婦健康診査を受けやすい環境づくりが課題となっています。

早産のリスク要因としては、妊娠に関する要因（早産歴・流産歴等）、多胎妊娠、感染、生活習慣などが挙げられます。これら早産のリスクを妊婦自身が理解し、早産予防のために自らの健康管理に努めるとともに、適切な時期に医学的管理と保健指導が受けられる体制が必要です。

平成 24 年に実施した「高知市健康づくりアンケート（一般用）」によると、20 歳代女性の朝食欠食率は 32.4% とほかの年代と比べて高い傾向がみられました。同じく 20 歳代女性の喫煙率は 12.8% でした。また、歯周病が与える早産や低体重児出生などの妊娠への影響についての周知率は、女性でも 38.9% と低い現状です。体型に関する主観的見方については、体重と身長から算出した BMI^{*11} で“やせ”に判定される人のうち、自分の体型をどのように思っているかの質問には「普通」「やや太っている」「太っている」と答えた割合が 20 歳代、30 歳代女性で高くなっています。さらに、子宮頸がん検診受診率は 20 歳代で 34.3%、30 歳代で 46.2% であり、これらの結果から若い女性の健康への意識づけが課題となっています。

本市では女性健診、子宮頸がん検診を実施しています。また、妊娠期の健康管理として、妊婦一般健康診査^{*12}の公費助成（14 回）や訪問指導等を実施しています。

不妊等で悩んでいる夫婦への支援については、不妊治療に伴う経済的な負担の軽減や相談支援を行っています。不妊治療費助成事業^{*13}については、平成 16 年度からは医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精に要する費用の一部を助成しています。平成 19 年度に制度改正等があり、単年度当たりの助成回数が 2 回となり所得制限も緩和されました。制度を活用される方は増加傾向となっており、平成 25 年度には 347 件の申請がありました。

今後の方向性

- ① 妊娠期に適切な母体管理ができるよう医療機関との連携を強化し、妊婦健康診査の重要性の啓発や早産の恐れのある妊婦への支援を行います。
- ② 妊娠期からの関わりにより、出産・子育て期への切れ目のない支援につなげていくために、母子健康手帳交付時の専門職による面接を始め、必要な情報提供や支援が行える体制を整備していくとともに、気軽に相談できる存在として母子保健コーディネーター等の配置を進めます。
- ③ 喫煙、飲酒、歯周病などの知識の普及や啓発を行うことにより、若い女性の健康への意識を高め、早産予防などにつなげていきます。
- ④ 不妊に悩む人への支援については、今後も国の動向を見ながら不妊治療費助成事業を継続します。

[主な関連事業等]

- ・母子健康手帳交付（交付時における面接や健診に関する啓発を含む。）
- ・妊婦健康診査（妊婦一般健康診査）
- ・家庭訪問
- ・子育てひろば（妊娠中の悩み事などの相談への支援を含む。）
- ・継続看護連絡票
- ・不妊治療費助成事業
- ・早産リスク要因や予防についての啓発（食習慣、喫煙、飲酒、歯周病など）
- ・子育て応援ブック^{※14}

[施策関係課]

母子保健課，健康増進課

※9 産じょく期

産じょく（産褥）とは、「妊娠及び分娩を原因として、発生した性器並びに全身の変化が、妊娠前の状態に戻る期間」の事で、その期間とは一般に6週間から8週間とされる。

※10 ハイリスク妊婦

医学的もしくは社会的理由により、母児のいずれかまたは両者に重大な予後が予想される妊婦。



2-2 より質の高い教育・保育の推進【重点施策②】

現状と課題

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、保護者が家庭において子どもと十分な関わりを持ち、より良い親子関係を形成していくことが重要ですが、認定こども園等の教育・保育施設を利用する子どもの割合が5歳児では全体の約9割を超えていることから、家庭における関わりだけでなく、これらの施設等が果たしている役割も大変重要です。

一方、少子化の進行など子育てを取り巻く環境の変化による家庭や地域の養育力の低下が指摘されており、認定こども園等においては、教育や保育を行うだけでなく、保護者の子育てに対する不安や孤立感などを和らげ、子どもと向き合う環境づくりを支援していく役割も求められています。

また、幼児期においては、遊びや生活を中心とする教育や保育が展開されていますが、小学校に入学すると、子どもたちは環境や生活の違いにとまどいを感じ、授業中に座ってられない、集団行動がとれないといった不適応状況に陥る場合があります、それが学級全体に波及して授業が成立しなくなる状態（小1プロブレム）が発生している学校もあります（平成25年度10%）。子どもたちの学びと育ちを豊かにつなぎ、学びの基礎力を育み、小1プロブレムを予防するためには、幼児教育と小学校教育に携わる教職員が、それぞれの役割を果たしつつ、連携することが不可欠です。

そこで、本市では「幼児教育推進協議会^{※35}」を設置し、認定こども園等・小学校・中学校・行政が連携の在り方等について協議を行っています。また、平成25年1月に策定した「のびのび土佐っ子【保・幼・小連携】プログラム^{※36}」をもとに、平成25年度から8つのモデル地区（8小学校・22園）を指定し、「人をつなぐ」「組織をつなぐ」「教育をつなぐ」実践を行い、平成26年1月には「保・幼・小連携実践事例集^{※37}」と「アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム^{※38}事例集」を作成・配付して、連携と接続の推進に取り組んでいます。平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度においても、これまで以上に連携のための取組を促進する必要があります。

また、教育・保育の質の向上のため、従来の研修の充実に加え、新制度における幼保連携型認定こども園教育・保育要領や新たな職員資格となる保育教諭に対する研修について実施体制の整備を図る必要があります。

今後の方向性

- ① 幼稚園教育要領や保育所保育指針、また幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿って、幼児期の教育・保育が行われるよう取り組みます。また、家庭環境や保育を行う上で配慮が必要とされる児童や家庭への支援については、全ての子どもの育ちを社会全体で応援していく考えに立ち、家庭や関係機関と連携を図りながら継続的に取り組むとともに、家庭環境や発育状況に配慮した、よりきめ細かな保育の推進に努

めます。

- ② **〈教育・保育施設及び地域型保育事業者の連携の推進に関する内容〉** 家庭的保育事業者等の連携施設（教育・保育施設）については、高知市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）第7条に、事業者が適切に確保する義務を規定しています。確保が著しく困難な場合等で、一定の条件を満たす場合は、条例附則第3条で5年間の経過措置を設けており、経過措置期間中に市による調整を実施します。
- ③ **〈幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援に関する内容〉** 幼稚園教諭と保育士の合同研修については、高知県と連携を図りながら取組を推進します。
- ④ **〈認定こども園等、小学校等との連携の推進に関する内容〉** 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、小学校学習指導要領などに基づき認定こども園等と小学校との積極的な連携・交流を図ります。また、認定こども園等における「アプローチカリキュラム」、小学校における「スタートカリキュラム」の普及と質の向上に努めます。

[主な関連事業等]

- ・職員に対する研修
- ・家庭支援推進保育事業
- ・私立幼稚園運営等に関する補助金
- ・のびのび土佐っ子【保・幼・小連携】プログラム
- ・保・幼・小連携推進地区指定事業

[施策関係課]

保育幼稚園課，学校教育課

※35 幼児教育推進協議会

保育所・幼稚園・小学校・中学校の代表が校種の違いや管轄の違いを乗り越えて子どもたちの学びと育ちを健やかにつなぐための会議

※36 のびのび土佐っ子【保・幼・小連携】プログラム

保・幼・小をつなぐ取組として、「人をつなぐ」・「教育をつなぐ」・「組織をつなぐ」の3つのアプローチを提案したもの。

※37 保・幼・小連携実践事例集

のびのび土佐っ子【保・幼・小連携】プログラムをもとに、8推進地区における保・幼・小連携の取組内容をまとめたもの。

3 子育てしやすい環境の整備

3-1 地域ぐるみの子育て支援のまちづくり【重点施策③】

現状と課題

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などを背景として、子育てに悩みや不安を抱え、地域から孤立した子育て家庭が増えています。

平成 16 年度から地域の子育て支援の拠点として「地域子育て支援センター」の設置を開始し、現在は 10 か所において、親子のふれあいの場を提供しながら、育児への支援を通して、保護者の孤立化を予防するとともに、育児相談等の幅広い活動を行っています。子育て家庭を地域で支えていく観点から、今後も身近な地域の子育て支援の拠点として保健所等の関係機関との連携を深め、活動を拡充していくことが必要です。

地域の中には、地域子育て支援センターを始め、認定こども園等での「園庭開放」や「子育て相談」、地区社会福祉協議会^{※39}や地区民生委員児童委員^{※40}協議会等が実施している「子育てサロン^{※41}」、保護者同士が自主的に交流する「子育てサークル」等の子育てを支える資源が豊富にあります。しかしながら、子育て中の保護者が、実際にこれらの中から自分に合った支援や活動を選び、活用できていない現状があると考えられます。自ら子育てに関する情報収集をして活用できる保護者ばかりでなく、誰かの声かけや後押しが必要な保護者もいることから、それぞれの保護者の実情に応じたきめ細やかな支援が求められています。

また、平成 25 年 3 月に策定した「高知市地域福祉活動推進計画」では、誰もが安心して暮らせる支え合いのあるまちづくりを基本理念として、住民主体の支え合い・助け合いの活動の仕組みづくりを支援しています。

今後は、地域における子育てに関するさまざまな資源を、保護者がそれぞれのニーズに合わせて積極的に活用することができるような仕組みづくりを行うとともに、地域ぐるみの見守りや声かけ、あるいは関係機関や地区組織、当事者を含めた地域の人々等とも連携してまちづくりに取り組む必要があります。

今後の方向性

- ① 子育て家庭が地域の中で孤立しないよう、「地域ぐるみの見守り」と地域での支え合い活動を推進します。
- ② 地域子育て支援センターや地域の中で核となる民生委員・児童委員、認定こども園等、サークルやボランティア等が効果的な連携体制がとれるような仕組みづくりを地域密着の視点で進めます。



[主な関連事業等]

- 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
- 子育てサークル支援事業
- 子育てパートナー^{※42}支援
- ファミリー・サポート・センター事業^{※43}
- 乳児家庭全戸訪問事業（再掲）
- 高知市地域福祉活動推進計画に基づく地域福祉活動の推進

[施策関係課]

子ども育成課，保育幼稚園課，母子保健課，健康福祉総務課

※39 社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない社会福祉法人。昭和26（1951）年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき設置されている。地域住民のほか、民生委員・児童委員，社会福祉施設・社会福祉法人などの社会福祉関係者，保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力のもと，地域の人々が，住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指し，さまざまな活動を行っている。

※40 民生委員児童委員

厚生労働大臣の委嘱を受けたボランティアの一員。地域の中でいろいろな相談に応じたり，適切な支援を行うなど，地域福祉の推進に努めている。

※41 子育てサロン

地域の子育てのために，地域が主体となって運営する，子育て家庭の親子が気軽に自由に集える交流の場。

※42 子育てパートナー

市内の公立保育所の子育て相談や地域子育て拠点施設において，市に登録している無償ボランティア（子育てパートナー）が絵本の読み聞かせや事業実施時の託児，子育て相談の事業補助等を行うもの。

※43 ファミリー・サポート・センター事業

仕事と育児の両立を支援するため，育児援助サービスを受けたい依頼会員と育児援助サービスを提供できる援助会員の両方を募集し，相互に援助活動を行う有償ボランティア組織の事業。

3-2 子育て支援体制の充実【重点施策③】

現状と課題

子育て支援は、子どもや子育て家庭の置かれている状況によって、求められている内容が異なります。このため、それぞれの状況に応じた子育て支援を受けることができるように、切れ目なく安定的に提供できる体制が必要となってきます。

身近な場所において子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進を行う子育て支援の拠点としての「地域子育て支援センター」は、平成 24 年度までに 10 か所設置しました。地域別には、西部 4 か所、南部 4 か所、東部 1 か所、北部 1 か所となっており、東部・北部地域での整備が必要となっています。また、絵本の読み聞かせなどを通じて親子のふれあいを深める「親子絵本ふれあい事業」は、平成 25 年度は地域のふれあいセンターなど 16 か所で実施しています。

そのほか、保護者の就労等の理由により、子どもを一時的に施設等で預かる体制の充実も必要となっています。

相談支援については、気軽に相談できる場として市内 2 か所で保健師、栄養士等による子育てひろばを実施しているほか、子どもの発達に関する相談支援や子ども家庭相談員による児童家庭相談等を行っています。

これらの子育て支援に関する情報の入手方法については、本市が実施した「高知市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（平成 25 年度調査）によると、高知市広報や保育所・幼稚園の先生からという回答が多くを占めていますが、本市発行の子育てに関する刊行物から情報を入手したという回答が 5 年前の調査と比較して減少するなど入手方法が多様化していると考えられ、子育て中の保護者のニーズに対応した情報発信方法について検討が必要となっています。

今後の方向性

- ① 子育て支援の拠点整備については、東部・北部地域における地域子育て支援センターの設置を視野に入れた検討を行うとともに、情報提供機能や相談機能の充実に向けた取組を進めます。
- ② 相談支援については、個別の支援だけではなく、保護者同士の交流の場を設け、グループダイナミクス^{※44}（集団力学）を活用した支援方法の導入を地域の子育て関係機関と協働実施しながら、ノウハウを蓄積するとともに重層的な支援体制の構築を目指します。
- ③ 子育てに関する情報発信については、既存の刊行物について役割を整理するなど見直しを行うとともに、効果的かつ効率的な発信方法に取り組みます。



[主な関連事業等]

- ・地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）（再掲）
- ・子育て短期支援事業
- ・親子絵本ふれあい事業
- ・児童家庭相談
- ・一時預かり事業（幼稚園）
- ・一時預かり事業（その他）
- ・子育てひろば（再掲）
- ・子育て応援ブック（再掲）
- ・こうちし子育てガイド ばむ

[施策関係課]

子ども育成課，保育幼稚園課，母子保健課，子ども家庭支援センター

※44 グループダイナミクス

Groupdynamics(集団力学)とは、集団における人々の機能や構成員の行動に影響を及ぼす条件、あるいは思想や行動パターンなどの集団面に働く力を研究する学問領域のこと。具体的には集団構造で最も良い生産性を高める方法を探ったり、集団的行動を変化させる方法を探ったりすること。



4

専門的な知識及び技術を要する支援の充実

4-1 児童虐待の発生予防【重点施策④】

現状と課題

児童虐待は、虐待を受けた子どもの一生を左右するものであり、その子どもの将来の子育てにまで影響を与えていると言われています。

虐待を引き起こす要因としては、親自身の被虐待歴、望まない妊娠・出産、親としての自覚が十分でないことによる知識や行動等の不備、子育てに対する不安・ストレス、育児力の低さなどの「親の要因」、子ども自身の発達遅れや疾病、障害等の「子どもの要因」、また、経済的困窮、DVなどによる夫婦関係の不安定さ、相談相手や支援者の不在、地域からの孤立などの「家庭の要因」があると考えられています。

これらの要因があるからといって、必ずしも虐待につながるわけではありませんが、虐待の発生を予防するため、これらの要因を抱える養育者を早期に把握し、適切な支援につなげ、できる限り子どもの身体・知的発達や情緒的発達等への影響を防いでいくことが重要です。

平成25年に厚生労働省が発表した心中以外の虐待死事例の報告では、妊娠期・周産期の問題として、妊婦健診未受診（36.2%）、望まない妊娠や計画していない妊娠（31.0%）、若年（10代）妊娠（24.1%）という結果が報告されており、医療機関と連携した対応が必要です。また、死亡した子どもの年齢では0歳が約4割を占めていることから、虐待を引き起こす要因を抱える養育者を妊娠期や乳児期早期に把握することが重要となっています。

本市においては、妊娠期の相談支援や、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、指導・助言等により養育能力を向上させるための支援を行う養育支援訪問事業^{*48}により、虐待の発生を予防する取組を行っています。

これらの取組と併せて、保健・福祉サービスの実施機関や教育機関などの子どもに関係する機関等が連携して、養育支援について検討が必要な家庭の早期把握に努める必要があります。特に、行政機関の関与に拒否的な家庭、保健・福祉サービス等を合理的な理由なく利用しない家庭、必要な調査を行っても居住実態が把握できない家庭などは、虐待発生のリスクが高いと考えられており、これらの家庭における子どもの健康状態等の把握を行うとともに、関係機関において情報を共有しながら支援に結び付けていく必要があります。

また、市民及び子どもに関わる関係者が、児童虐待についての正しい理解と認識を深めることができるよう、講演会や研修会の開催など広報・啓発活動を実施し、地域社会全体で子育て家庭を見守るとともに、妊娠・出産・子育てに関する相談支援体制の強化

が必要です。

今後の方向性

- ① 妊娠・出産・子育ての過程において把握した保健指導の必要な家庭について母子保健活動を継続的に実施するとともに、妊娠・出産・子育ての不安や悩みに関する相談支援などの取組を重層的に実施することにより、子育て家庭全体の育児力を高め、育児の負担感や孤立感の軽減を図り、児童虐待の発生予防につなげていきます。
- ② 児童虐待の早期発見・早期対応策として、虐待予防に関する正しい理解に向けた広報・啓発活動を継続実施するとともに、地域における虐待予防のネットワークづくりを進めます。
- ③ 子育てに関する相談支援体制の整備を進めるとともに、保健・福祉サービス事業や医療機関との連携強化、職員の資質や実践力の向上などを通して、要保護児童等の早期発見・早期対応に努めます。

[主な関連事業等]

- ・園庭開放・子育て相談事業
- ・一時預かり事業（幼稚園）（再掲）
- ・一時預かり事業（その他）（再掲）
- ・地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）（再掲）
- ・児童家庭相談（再掲）
- ・児童虐待予防推進事業
- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業^{※49}
- ・養育支援訪問事業
- ・親子絵本ふれあい事業（再掲）
- ・乳児家庭全戸訪問事業（再掲）
- ・継続看護連絡票（再掲）
- ・子育てひろば（再掲）
- ・離乳食教室（再掲）
- ・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査での啓発（再掲）

[施策関係課]

子ども育成課、保育幼稚園課、母子保健課、子ども家庭支援センター

4-3 障害児支援の充実【重点施策⑤】

現状と課題

昭和 23 年に施行された児童福祉法において障害のある子どもに対する支援が位置付けられ、その後、昭和 40 年代半ばには通園の制度化があり、最近では、平成 15 年度施行の支援費制度、平成 18 年度施行の障害者自立支援法や平成 24 年度施行の児童福祉法等の改正により各種制度の整備が行われてきました。このような中、本市の障害児支援については、障害のある子どもと家族への支援体制の充実を掲げて取組を行ってきました。

障害のある子どもの将来を見通した切れ目のない支援を行うために、総合相談窓口として平成 22 年 4 月に「子ども発達支援センター」を設置し、相談支援、関係機関との連携などに取り組んでいます。また、1 歳 6 か月児健康診査・3 歳児健康診査において早期に支援が必要と思われる場合には、関係機関への紹介・各種支援のつなぎを行っています。これらの取組により発達障害児の早期発見・早期療育支援体制が一定整備されましたが、早期発見に向けたさらなる取組や体制強化、親子通園施設ひまわり園の通園ニーズへの対応、医療的ニーズのある子どもへの支援などが必要となっています。

切れ目のない支援を行うために平成 21 年度から活用を開始したサポートファイルの所持率は増加していますが、入手方法が市役所への来庁などに限られており、記入内容については関係機関への周知が十分でない現状もあり、活用率は低く、今後は保護者と関係機関の双方が効果的に活用できる仕組みづくりが必要となっています。また、平成 27 年度から指定障害児相談支援事業所^{*52}による障害児支援利用計画^{*53}の作成が必要となることから、相談支援事業所の確保と機能を強化していく必要があります。

保育・教育における集団生活の中での一人ひとりの発達に応じた支援については、小学校就学前の支援、学校教育における支援、放課後や休日・長期休業時の支援、学校卒業後に向けた支援に取り組んできました。

小学校就学前においては、障害のある子どもや発達面で支援の必要な子どもの保育所、幼稚園、認定こども園等への入所・入園が増加しており、これまで以上に子どもに関わる職員、関係する部署・機関が連携して課題を共有するとともに、保護者の気持ちに寄り添いながら適切な支援につなげていく必要があります。また、この時期に早期療育を担う児童発達支援事業所^{*54}の不足からサービス利用の待機児が増加しており課題となっています。

小学校、中学校等においては、就学時の移行支援の仕組みや校内の支援体制が一定整備されてきていますが、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する相談件数が増加するとともに、その相談内容が複雑化・多様化してきています。通常の学級の児童生徒も含めた特別支援教育に対応していくための支援体制や、より適切な支援の充実が求められています。

放課後や休日・長期休業時の支援としては、放課後等デイサービスや日中一時支援事業などがあり、サービスを行う事業所数は増加してきていますが、家族のニーズに応じ



た利用ができる事業所等の増加が求められています。また、放課後児童クラブでは、障害特性について理解を深める研修や学校との連携を行っていますが、今後も一人ひとりの特性に応じた支援に取り組む必要があります。

卒業後に向けた支援については、各特別支援学校^{※55}で開催される進路相談会において個々の生活状況や校外実習の様子、卒業後の進路希望等を関係機関と把握し、必要な情報提供を行っていますが、平成 27 年度から全ての障害福祉サービス等の利用者にサービス等利用計画の作成が必要となる中で、関係する事業所の増加が予想され、効果的な相談会の開催が必要となってきます。また、特別支援学校卒業時には本人の希望や状態に応じたサービス利用等の検討を行うとともに、平成 27 年度からは就労に関する適性を確認するための就労移行支援事業の利用が必要となる場合もあることから、就労支援サービスの円滑な利用に向けて関係機関との連携が必要です。

今後の方向性

- ① 幼児期の健康診査について受診率向上や従事者の資質向上に取り組むとともに、子どもの障害や発達の遅れに対する保護者の受容過程に配慮し、子ども発達支援センターや認定こども園等、専門医療機関などの関係機関と連携したきめ細かい支援や早期療育教室の充実に取り組むことにより、早期発見・早期療育支援体制の充実を図ります。
- ② 子ども発達支援センターについて、乳幼児期から教育・就労相談に対応できる職種の配置や医療的ニーズのある子どもの支援体制等の充実に取り組みます。
- ③ ひまわり園について、通園する親子への支援に必要な環境整備や支援内容の充実に取り組みます。
- ④ サポートファイルを入手できる機会を拡充するとともに、記入しやすい様式や活用しやすい内容に改訂し、市役所関係各課を始め、子どもに関する機関や事業所等の支援者などの関係機関へ記入についての協力要請を行います。
- ⑤ 指定障害児相談支援事業所の確保に取り組むとともに、相談支援機能の強化に資する研修を実施します。
- ⑥ 小学校就学前の子どもに対する早期支援の観点から、認定こども園等が教育研究所や子ども発達支援センターなどの関係機関と連携して、一人ひとりの発達に応じた支援活動が行えるように取り組みます。また、児童発達支援事業所の確保に取り組むとともに、児童発達支援事業所・保育所等訪問支援事業所^{※56}と子どもの就園先・就学先との連携が図られるように取り組みます。
- ⑦ 学校教育における支援については、各学校からの「特別支援教育支援員^{※57}」の配置希望の増加、「LD^{※58}・ADHD^{※59}通級指導教室」への通級希望や相談ニーズの増加に対応するとともに、研修等を通じて校内支援体制や指導の充実に取り組みます。また、特別な教育的支援を必要とする児童生徒について、就学・進学時のスムーズな移行支援に取り組み、個別の教育支援計画や指導計画などに基づく支援の充実を図りま

す。

- ⑧ 放課後や休日・長期休業を過ごす場所として、放課後等デイサービスなどを行う事業所の確保に取り組みます。また、放課後児童クラブについては、障害特性に関する研修等を充実するとともに、学校や関係機関との連携を進め、一人ひとりの特性に応じた支援を行います。
- ⑨ 卒業後に向けた支援については、特別支援学校進路相談会を効果的に開催するとともに、就労に関する障害福祉サービスの利用を円滑に進めるために関係機関との連携強化に取り組みます。

[主な関連事業等]

- ・子ども発達支援センター相談支援事業
- ・早期療育教室
- ・親子通園（高知市ひまわり園）
- ・専門医相談・心理士相談
- ・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査
- ・サポートファイルの活用推進
- ・障害児相談支援事業
- ・保育所、幼稚園等への技術支援
- ・障害児加配保育士雇用費補助金
- ・障害児保育に関する研修会
- ・児童発達支援事業
- ・保育所等訪問支援事業
- ・教育相談，就学相談
- ・就学への移行支援
- ・市立学校教職員研修
- ・特別支援学級等における指導
- ・特別支援教育支援員配置事業
- ・放課後等デイサービス
- ・日中一時支援事業
- ・短期入所事業
- ・放課後児童クラブ
- ・特別支援学校進路相談会
- ・就労課題解決体制構築検討会
- ・就労移行支援事業

[施策関係課]

子ども育成課，母子保健課，保育幼稚園課，教育研究所，学校教育課，障がい福祉課

※52 指定障害児相談支援事業所

児童福祉法に規定する障害児相談支援事業について、指定を受けた事業者が当該事業を行う事業所。

※53 障害児支援利用計画

最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成するもので、サービス利用者支援のために、サービスの種類及び内容、担当者、生活全般の解決すべき課題などを記載した総合的な計画。